

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号）

- 1 人事委員会の平成21年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表及び諸手当の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第54号）

- 1 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第55号）

- 1 人事委員会の平成21年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表及び諸手当の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第56号）

- 1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮し、教育長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第57号）

- 1 知事部局の職員との均衡を考慮し、自宅に係る住居手当等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第58号）

- 1 新たな財政再建方策に基づき、平成20年度から平成22年度までの間において、職員の給与の減額措置を講じているところであるが、人事委員会の平成21年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ給料月額の引下げを行うことから、当該引下げの割合に応じて減額措置を緩和するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。